

## 国民健康保険料延滞金の減免に関する取扱基準

国民健康保険料の延滞金に関して新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）第20条第3号に規定する延滞金の減免についてはこの内規の定めるところによる。

延滞金は、納付遅延者に対する制裁として課するものであり、これにより自主納付を間接的に促進するものであるため、この内規により減免を行う際は、その実情を十分に調査し、該当する理由を明確に把握し、負担公平の原則の維持及び納付秩序を害さない範囲において、認否を判断する事とする。

### 記

（災害又は盗難による財産の損失）

- 1 納付義務者又は被保険者が、その財産につき震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難により損失を受けた場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。

（病気等で多額の経費）

- 2 納付義務者若しくは被保険者またはこれらの者と生計を一にする者が、病気に係り若しくは負傷又は死亡したため多額の経費を要し、生活が困難であると認められたとき。

（生活保護者）

- 3 納付義務者若しくは被保険者又はこれらの者と生計を一にする者が、生活保護法の規定による保護を受けたとき。

（事業につき著しい損失で継続困難）

- 4 納付義務者又は被保険者がその事業につき著しい損害を受け、事業の継続が困難であると認められるとき。

（失職等）

- 5 納付義務者又は被保険者の失職等により、やむを得ない事情があると認められるとき。

（相続財産管理人の選任）

- 6 納付義務者の相続人が、すべて相続放棄又は限定承認し、相続財産管理人が選任された場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。

( 身体の拘束 )

- 7 納付義務者又は被保険者が法令その他により身体を拘束されたため、納付する事ができなかった事情があると認められるとき。

( 公示送達 )

- 8 納付義務者の住所又は居所が不明のため、通知書又は督促状を公示送達の方法によった場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。

( 不服申立等で賦課額が更正 )

- 9 納付義務者又は被保険者が、賦課額について不服申立又は訴訟を提起して賦課額が更正されたとき。(ただし、不服申立書提出の日からその決定、裁決又は判決に基づく通知書が送達された日までの期間に対応する部分の延滞金に限る。)

( 滞納処分についての不服申立等により滞納処分の取消 )

- 10 納付義務者又は被保険者が滞納処分について不服申立又は訴訟を提起して滞納処分が取消されたとき。(ただし、不服申立書提出の日からその決定、裁決又は判決に基づく通知書が送達された日までの期間に対応する部分の延滞金に限る。)

( 第三者納付 )

- 11 差押財産に対し、質権又は抵当権を有する者が第三者納付するとき。

( 賦課誤り )

- 12 賦課の誤りのため保険料が更正されるまでの期間、支払いを保留したとき。

( 滞納処分又は強制執行を受けたことによる交付要求 )

- 13 交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る延滞金に充てたとき。(ただし、当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続きにおいて当該金銭を受領した日の翌日から、その充てた日までの期間に対応する部分の延滞金に限る)

( 本人の瑕疵に因らない遅延 )

- 14 納付が遅延したことにより延滞金が加算された場合、その理由が納付義務者の責に帰することができないと認められるとき。

( 市長の認定 )

- 15 前各号のほか、特に市長が必要があると認めたとき。

( 施行期日 )

1 この基準は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。